

第五條

右の通有之由得バ 御家傳と相違仕由不付 上々様方
並に由役も由一統お由遺憾被 恩召寛政此末由記録奉
行平岡貞太郎致以て日本史掛り儒官一由頼入也有之由
處 光圀卿被致置由事也一今更難被直由との由事にて
由断有之由是に依て猶さら 由憾嘆被遊由座由右に付
享和二年由内も市岡勘解由をもつる 仰付られ由趣右
此通由在由又由別紙左の通
其方事兼に中山備中守致一怒意に立入由趣入 由聽由
向近日中罷出日本史中 御家傳此末一此由方様 由系
譜由補入有之由度む由可願入由若又左も無之由はと 由

附録

家傳の寫し 宰相様被入由覽由申す取扱可申由

由請

由内も由 仰付由趣謹て奉畏由乍併一應由断も有之
由一に由仲も私式奉願由とる由由請有之由とくと奉仰
察由間旨恐此の義ハ偏小由免被仰付被下度存由と
申上由一ハ申出之趣至極在之義由一とも何色由不
一應願由入由たと此被仰由故無是非由請申上由則右
之始末別紙之通由在由以上

享和二年戊戌十月

曾昌啓

日本史一 由系譜補入始末略記

享和二年十月二日日本史一 伊家傳 伊系譜書入
 之義依 貴命同月十三日中山備中守俊一罷出内之右
 之始末速上相願ひの處備中守俊友之通被依願ひ
 日本史一 伊家傳補入之義ハ先達も内之義及の處史館
 之總裁方申出と光圀致し置き此事ゆ一今更改正ひと
 一かさくとの事にひ一とも内實ハ外之よりも箇母らの
 筋申入也彦之有之ひ之總裁の者不吟味成打捨置の極ふ
 て甚忌憚の極子不相圖一ひ一ハ強ても取扱ひかさき義
 と存らるひ乍保と此節又之其許被蒙 内内命拙者一申
 内ハ内断も申入かさくひ先之義届の向迄目之内其

附系

伊家内系譜之寫可被致持糸のと依願ひの向同月十三
 日内記録奉行より 伊家傳之寫うひとり同月廿日備中
 守俊一差出しひ

享和二年戊十月より文化二年丑二月迄之間備中守俊
 一數度罷出内願仕の屬一向何分之義内決無之ひ一
 無是非同月十一日内訃申陳ひ叔私義急、内懇命被成
 下ひ付無據依主命主人世系の家傳或日本史傳來之由
 注文之内一也補入被下置彦相願ひ即正統家傳之寫
 差上置の屬當年まで四筒年此間いささ決決定不被為
 在の段無是非の儀と奉信察の私義も内之ながら被中

付の對主人永く不行届次第亦相成當惑仕の此上は何
 卒に賢察を以て兼て上置の家傳に寫 宰相様一内
 覽の由入を被下置して返却被下置此義偏に奉願の
 と申陳の處近日中可及返答の申聞られぬ
 同月廿三日備中守後より使者大原左金吾と申との
 被遣との口達ぬ 伊家傳之寫ハ水府日本史館一相渡
 置の間近日到着次第可致返却と此申事の右使者左
 金吾は兼く知人ぬ私に愚存左の通物語仕の日本
 史ハ光圀卿の撰述といひと實ハ我 國の正史ふ
 て不朽の盛事 天下の老鏡なきハ 光圀卿

附録

天意亦代らせむいて編集しむ事いふべくとぬく明あ
 り必 光圀卿の傳私撰ふあらば夫 國朝の神裔亦至
 りてハ各々其世系儼然として皆存せりゆして縣連た
 る封國の諸侯となりぬ其封國の正統世系を捨て
 何れを證とふしむべきや然ふぬ 日本史に總裁ふ
 當き於人吉見幸和の吉見系譜の説を擧て縣連たる我
 の島津世系を浦入せんことぬいぬみさば 天下の正
 史と光圀卿の傳私撰と覺たふぬ今其書の總裁に當き
 於人書を編集も不法則を知らざぬと似設 光圀卿を
 して當時よりまゝに記して此言を聞し召むいぬいで

第五條

雅ミヤふづきや又今にして 宰相公ミヤコ関ミヤに召メいても豈
此コノ色イロを雅ミヤふづきノ理コト義ミヤ何ニまゝと仰オモ察ミわさし右ミの
趣オモた金吾ミヤ一ヒト語コトり関ミヤせし一ヒトば左金吾ミヤ怒イラり兼ミ届キの関ミヤこの
愚オロ意シと具ツに備ツ中守ミヤ殿ノ一ヒト被レ仰メ上ノ下ノさし仕シ成ル物トを此コノ上ノふて
備ツ中守ミヤ殿ノ一ヒト上ノ置キの家傳ミヤ之ノ寫シ紙シ 宰相ミヤ様ノ法ノ内ノ覽ミふハ入ル
色イロ被レ下ノ度ノ此コノ義ミヤの乍ヒト怒イラ強クて奉タテ願ヒ何ニ卒ニ右ノのハ返シ答ヲ偏ヒ
と待マひ

二月大原左金吾使シ者ノ来リりハ以テ後ノ暫クの内ノ備ツ中守ミヤ殿ノ
一ヒト不レ罷シ出ルの處ノ同年八月廿一日備ツ中守ミヤ殿ノ使シ者ノ落シ合シ五
島兵衛ミヤ急クりテ其ノ口ノ達シ備ツ中守ミヤ殿ノ目ノ又ヒ被レ怒イラ度ノ兩ノ目ノ

附録

内ノ出ル出ル玉ノり度ノと此コノ義ミヤふハ同ノ同ノ月ノ廿四日ノ罷シ出ルの處ノ此コノ逢ヒ
有リ之レ被レ中ノ関ノの趣ノは當ツ善ク左金吾ミヤ一ヒト被レ中ノ陳ノの趣ノ逐一ヒト致シ義ミヤ
知ル尤モの義ミヤと存スの故ノ都合ノ見ヘ合フ 宰相ミヤ殿ノ一ヒト中ノ濱ノの處ノ内ノ
届キ有リ之レ涉ル家傳ミヤ補入可ク致シ旨ノ総裁ノども一ヒト被レ中ノ付ルの関ノ此コノ段ノ
此コノ主人ノ様ノ一ヒト可ク被レ中ノ上ル一ヒトとの義ミヤふハ同ノ謹ク之レ兼ミ知ル仕シ
翌日二十五日右ノ次第ノ書ノ付ルに相シ志スとシめ勘解由ノ一ヒト
の趣ノ一ヒトハ當ツふ 涉ル在ル國ノの事ノゆハ一ヒト先ノ昌ノ啓ノ明日ノ中山ノ殿ノ
一ヒトとも答ヲ内ノれ可ク入ル置キ肯ク被レ信ジ渡ルの関ノ即チ相シ勤ムの
但シ翌年涉ル泰ノ著ノの節ノ内ノれ無ク此コノ症ノハシ義ミヤハ 家傳ミヤ也ノ
補入之レ也ノ被レ下ノ被レ遣ルの節ノ内ノれ可ク有リ之レのむと勘解由ノ

至内意承知いしし

當已九月二日備中守及内使者落合五島兵衛来りて備
中守被勉目度いふ付兩日の内出むり度と此事
即翌三日罷出逢有之被り同い 伊家傳補入之板下
此馬水府より差越の問其許一相渡し同い主人様一
内内覽尔入らる度と此義も此症の問翌四日 大守
隱居様一入内内覽は美圖致伺い處西郷八郎次方一罷
越 大守様 水府様一被為入厚此礼被仰入並備中守
及一も此礼可有之義も同昌啓より備小八郎次一中
談取斗可致肯被仰付同月九日西郷八郎次一差越問

附餘

合仕

但先年より 伊家傳補入内願之義ハ 大守隱居
様時、内尋有之付申上此度も即申上

文化六年己九月

右ハ有司一差出の拙之寫

最初被 仰付の節愚案仕の處中山及一相願いしと
先成統の程無覚束奉存いゆ一音信物等此義と一切不申
上私自分入用おて八箇年の内時、聊の品相贈い
享和二年より文化六年に至り 伊家傳補入相決の節
白銀拾五枚 唐紋服一襲右為 伊家傳美頂戴被 仰付

雜有仕合を存し

曾昌啓

日本史中一補入 伊家傳文たの如し

島津家傳曰比企能貞妹丹後局有寵干頼朝有娠避政子妒
潛赴西國過住吉社產子即忠久也為惟宗廣言壻冒姓惟宗

臣繫謹て按るふ本朝武家評林系圖に載清和源氏右大

將頼朝之三男惟宗忠久云島津左衛門尉判官豊後守母

丹後局比企能貞妹出ま 伊家傳と正ふ相符したり藩

譜卷八島津譜の注文も
亦たおしこころに略も

鶴人參をしる 第六條

寛政のちとめ河は夜 臣繫侍坐せり侍臣或人白をこの比

奇談ありさうつ日ふ本所彌勒寺に堂上に鶴巢を累ぬ卵

を孵ゆる晝夜悲鳴せり幾もねくして親鳥飛去りぬ寺僧

人取してこを檢と取ふ巢中ふ韓參に鮮棍三枚ありと

一時其奇を喧傳と 公即おほせられつ予往ふ日向國加

久藤ふて鶴取捕と頃を剖しむるふ其嚟囊は新鮮の人參

ありこれ靈禽一舉千里を翔りて朝鮮より啄て来る形は

ついで傍に 中津疾るまゝして 公に其聲ふつとかせむ

ひて予先年中津ふ在し時鶴と狐と歸館して其夜屠らせ

しむるふ 公に其物語の如く鮮根に人參嚟囊より出と

こを皆同日の談なり

第六條

臣繫 私小評して云鹿の九草と志り雀の艾葉故しるが
如く其良否を分別せ給ひ含靈の常れ草木の雨露を
えて秀て培養をえて生々不已皆其有にして天地自然
の徳澤ふれど今其確證を拜聴を給し真し一奇なり

蟲蝕柴胡を議す 第七條

偶日の山野柴胡と産をふこと年ごとに拾萬介ふ近し浪
速に藥舖出き故好品とを其價翔る時ハ一介銀一錢以上
低る時を銀七分以下時小寛政五年癸丑のとき臣繫府學
にありけるが秋暑更な酷し藥局ふ儲藏せし柴胡悉く損

附條

蠹を藥園生これを商議して或ハ言其價低とも浪速小運
るべし或ハ言否らしとして兩議決せざして其判を老臣小
問ふふ亦一定せざ終ふ 公の貴聴を入る 公の玉をく
此即 臣繫 の職あり彼ふ任を一つとく其 命吾ふくふれ
て乃議て云凡諸國產物發買を浪速の商戸小頼頼に外れし
一回敗懐の品をいさし其價さると時ハ再回再は好品を運
ともて其舊價ふわつることかたしとを浪速商戸に私法
形りさきバ今敗品を出してたとし善價をらるとも醜を
取るふ似たり尚且以往に不利あるべし藥園生云國用僅
ふ一万介に足らざる其餘を如何せん 繫 乃答て云元是敗壞

第七條

無用の品何ぞ醫藥ふ充つじん水火ふ帰も於ふ他如く竟
ふ臣繁の策は決たり府内此人士吾が不益の策は立くと
て喧傳せりさて浪速よりハ柴胡は責河りけむハ志めぐ
のよくなねハ来歳は待づといひやせはふハ頓ハ其價
翔り翌年秋月ハ及び其價は向やりハに愈翔り十萬斤の
定價前々年に加倍をづくと答へ来きり即運送しけは
言のあつく其價は納きたりことふ於る前年ハ費を補
りこれ公は命ふよりて國醜を避たり

始て羊毛を織第八條

吾國寛政の比ふや

附録

昔やありけん綿羊をとつ國より貢けり其蓄養且毛織は
事官醫澁江長伯氏ふ掌らしめ江戸巢鴨郷ふ甘部を定
めことにつどひ養けるふ年ふ於ことふ蓄息を遂ふハあ
まはれらずとねりぬ時ハ大城の西ある官園のうち
新ふおりやを建夏さふけむハ其毳を焚とりこれ後さら
しあきをつむは真のけたりは業始てはよりまひはさ
るとといまは諸侯の藩ふこれ後たる處あり公國人ハ
このとを後おろさせんことを深くは知らせ玉の嘗てよ
也羊をうるまの島より購ひえて蓄息せしめは臣繁ハ
任て國人ハ其日ごとを學ばしめんとは臣繁謹く命をう

け文政元年戊寅の春同藩の坂元澄明小川富吉旅かりの
予の弟子と形し長伯氏に屬て其業成まぬべくむ既ふを
と歳と一にけきバつバラよぬを學びえり翌己卯は夏
埽 國し是より羊毛の紡織藩府ゆても成けきと綿羊の
蕃息のまぶ多からざんバ今とけ畜養をとつをらとせり

蓬山花木記 第九條

春園

臺より東に海戸坂望バ豊盛升日の麗ふさし出て嶺こ
山ごと春の来て霞のどけき光より千種の苗をそこばる
よとえいで雪消はみゆた七ふゆのごぎやうたびらごむ

附録

らくふつめと筐みみたぬ卷耳はきくはほく世てるとり
形り急ぐに若菜とふこやめに淺澤水におひいでぬかげ
ろふのもゆ日日向ふたる兒子草を菌と形して燧とち
いふしけふをゆきつと開たる花旅かどふるに先木の花
此魁みゆたし梅の香は月よじじまり風は形むき千に此
原水よ臨きて人をてらを其標を幽村によ治く静閑よ
ふさばしく隠士の風ありげと梅ととは此園中此花神と
いひつべけき梅さくらのなるをとぶし言ひをてさく
其花ハ子孫よよりしき此興ありありた旅神の由やし
此前よ玉ちる如くすいねのつちみちてげで瑞井のか

第九條

た小虎杖コチヂさだ寺井ツルららカと堅香子カキカシ花を今も咲ふけ
 万葉集の歌よみ常葉トコハのつさき列ツラくに巨勢野コセノの春を
 万葉集よみさしスミレノキの深き董草スミレノキらけらスミレノキ花もゆありあり
 ら國クニ人ヒトふミせとや河カハるルねさす朝日アサヒはふほふ櫻花ウツクシ風カゼふ
 苗代水ナエヨふ蛙カマドの鳴ナけるもをりえたるささぬうけで櫻木
 其ソノかカこコらラにニ棒カネの花ハナハハ山ヤマきキにニことコト春雨ハルノの七日ナナヒふ
 色イロ八重ヤエむムとトつツさサくク山ヤマ吹フにニげゲふフおオとトげゲふフらラちチふフの
 色イロふフ河カハつツふるもまマ見所ミヅおほオホ一ヒト氣キ更サ木キにニ風カゼふフ金カネ絲シの花ハナ

附録

ハ蝶テフとなりて金絲桃一名まマ其花ソノハナふたもフタモにけるニケルむムまマに
 く蜂ハチのノといトかカふフハ百ヒャク卉キの花ハナをヲ釀カマとてトおオちチきキにニつツら
 ふフゆユきキ来キせセ茶チ藜リの色イロもモ重フ釀カマにニ酒サケふフことコト形カタらラむム茶チ藜リ花ハナ
 薔薇ベニありアリ重フ釀カマにニ醱カ醱カにニ杜ト鵲クハハ弥ヤ生ナにニ項カウふフ花ハナ橋ハシをヲまマちチあア一
 ぞ半ソノむムハハ樹キふフいイりリてテ花ハナふフ化カくク杜ト鵲ク花ハナ今イマ多タくク萱ウツクシふフあアくク鶯ウツクシにニこ
 ちチふフもモまマおオのノづヅかカらラふフ一ヒト河カハりリひヒでデをヲきキぶブ中ナカおオ聲コエのノ志シ
 おオきキいイほホとトこコまマ冷ヒヤのノ巢ネかカりリたタらラ形カタんン萬葉集の歌マンヤクシウノカおオ鶯ウツクシのノ
 たタよヨ薔薇ベニもモてテゆユいイ間垣マキのノうちウチふフ牡丹フタビ花ハナ乃ノふフらラみミ一
 君キミとトやヤいイんン芍藥シャクヤクはハ其ソノ相アヒふフふフけケをヲくク玉蘭ギョクラン前マエふフつツら
 形カタりリ玫瑰クワズ珠スズをヲかカさサりリ海棠カウヤクをヲあアぶブ一ヒト國クニよりヨリ来キりリ昊天ウツクシにニ麗リ